



2026年5月14日

各位

会社名 株式会社 マルイチ産商
代表者名 代表取締役社長 柏木 康全
社長執行役員
(コード番号 8228 名証メイン)
問合せ先 取締役常務執行役員 仁科 圭右
コーポレート部門統括
TEL 026-285-4101 (代表)

監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象として導入済の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を一部改定し、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に同制度を導入（以下、「本制度」といいます。）することについて決議し、本制度に関し、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の議案（以下、「本議案」といいます。）を2026年6月23日開催予定の第76期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、監査等委員である取締役が独立した立場から監査活動を適切に遂行し、その職務を通じて当社の企業価値向上を支える役割を担うことから、株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な価値共有を進めることを目的として、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度の導入を2026年5月14日開催の取締役会にて決議し、本制度に関する本議案を本株主総会に付議することといたしました。なお、本議案については、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。また、本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象として導入済の株式報酬制度と一体で運用することとします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の対象取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程（ただし、対象取締役の報酬等に関する部分については、監査等委員である取締役（社外取締役を含みます。）の協議によって定めます。）に従って、原則として当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）

(3) 信託金額

当社は、2027年3月末日で終了する事業年度の1事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入

し、役員株式給付規程の定めに従い対象期間にかかる各事業年度に対応する所定の期間の対象取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行います。

当社は、当初対象期間に関して本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、18百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に関して本制度に基づく対象取締役への当社株式の給付を行うための株式取得資金として、対象期間ごとに54百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(4) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。なお、下記(5)のとおり、対象取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度あたり11,500ポイントであるため、本信託が対象取締役に給付するために取得する当社株式数の上限は、当初対象期間について11,500株、その後の各対象期間について34,500株となります。

(5) 対象取締役に給付される当社株式の数の上限

対象取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、定性評価等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、11,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います)。また、対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(11,500株)の発行済株式総数(2026年3月31日現在。自己株式控除後)19,862,188株に対する割合は約0.06%です。

下記(6)の当社株式の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じた数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

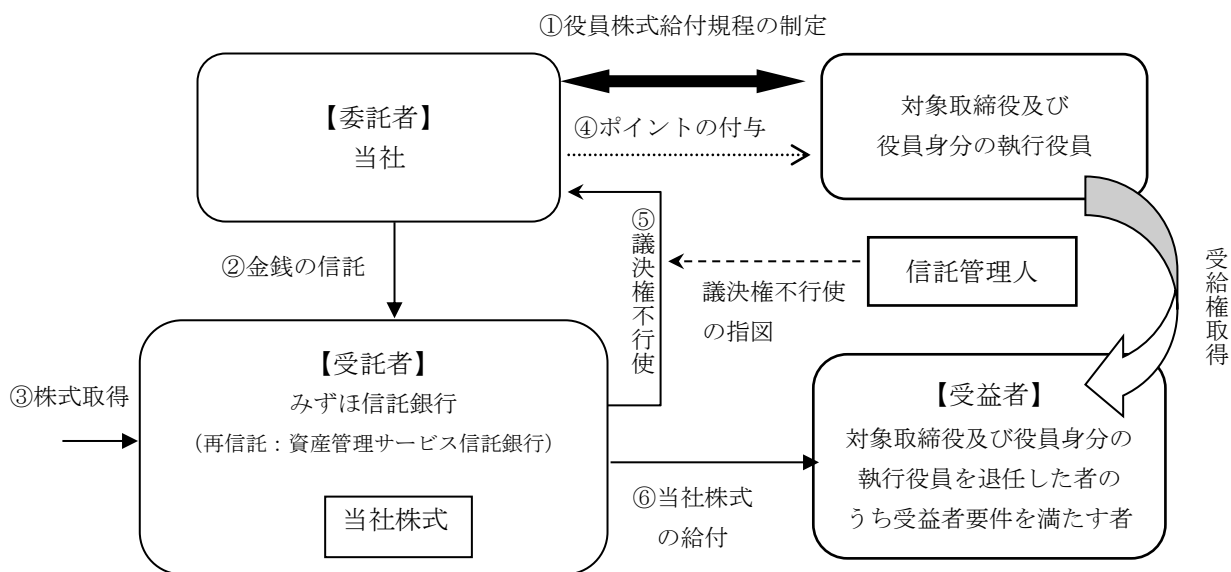
(6) 対象取締役に対する当社株式の給付

当社の対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として、上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

以 上

(参考) 本制度を含む当社の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」の仕組み



- ① 当社は、第 66 期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象とする改定前の株式報酬制度について役員報酬の決議を得て、当該株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しておりますので、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）に対する本制度の導入、及び本日別途公表しております当社の役員身分の執行役員を対象とする株式報酬制度の導入のために、「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、対象取締役に対応する分については株主総会決議で承認を受けた範囲内で、また、役員身分の執行役員に対応する分については取締役会決議で決定した範囲内で、金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象取締役及び役員身分の執行役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象取締役及び役員身分の執行役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。